

令和 3 年度名古屋市各会計関係議案

()

()

目 次

令和3年第19号議案	名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部改正について…	1頁
令和3年第20号議案	名古屋市職員定数条例の一部改正について……………	5頁
令和3年第21号議案	公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更 について……………	9頁
令和3年第22号議案	包括外部監査契約の締結について……………	15頁
令和3年第23号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について…	17頁
令和3年第24号議案	名古屋市瑞穂公園条例の一部改正について……………	19頁
令和3年第25号議案	指定管理者の指定について……………	21頁
△令和3年第26号議案	予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部改正について……………	23頁
○令和3年第27号議案	名古屋市特別会計条例の一部改正について……………	27頁
○令和3年第28号議案	名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について…	29頁
○令和3年第29号議案	名古屋市敬老バス条例の一部改正について……………	39頁
令和3年第30号議案	名古屋市介護保険条例の一部改正について……………	41頁
令和3年第31号議案	名古屋市国民健康保険条例の一部改正について……………	53頁
令和3年第32号議案	名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例 の一部改正について……………	59頁
令和3年第33号議案	名古屋市食の安全・安心条例の一部改正について……………	63頁
令和3年第34号議案	名古屋市立病院条例の一部改正について……………	69頁
令和3年第35号議案	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について……………	79頁
令和3年第36号議案	名古屋市子ども医療費助成条例の一部改正について…	83頁
令和3年第37号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について…	87頁
令和3年第38号議案	名古屋市公設市場条例の一部改正について……………	89頁
令和3年第39号議案	指定管理者の指定について……………	93頁
令和3年第40号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について…	95頁
令和3年第41号議案	名古屋市営住宅条例の一部改正について……………	141頁

令和3年第42号議案 名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について……… 143頁

令和3年第19号議案

名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部改正について

名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育委員会又は病院事業の管理者」を「又は教育委員会」に改める。

第2条第1項中「（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局、教育委員会事務局及び病院局をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中

名古屋市病院局指定管理者選定委員会	病院事業 の管理者	病院局
-------------------	--------------	-----

を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、病院局の廃止に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市指定管理者選定委員会条例（抜すい）

(設置)

第1条 本市に市長又は教育委員会、教育委員会又は病院事業の管理者（以下「市長等」という。）の附属機関として、別表の左欄に掲げる名古屋市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、別表の左欄に掲げる委員会の区分に従い、同表の中欄に掲げる市長等の諮問に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせる公の施設（同表の左欄に掲げる委員会の区分に従い、同表の右欄に掲げる局（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局、教育委員会事務局及び病院局をいう。以下同じ。）の所管に係る公の施設に限る。以下同じ。）に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を当該市長等に答申する。

2 (略)

令和3年第20号議案

名古屋市職員定数条例の一部改正について

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,638人」を「11,684人」に改め、同条第3号中「2,241人」を「2,225人」に改め、同条第4号中「4,452人」を「4,448人」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「2,414人」を「2,413人」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「12,780人」を「12,880人」に、「10,703人」を「10,810人」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

{
（理 由）

この案を提出したのは、令和3年度における職員の定数を定める必要がある
による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市職員定数条例（抜すい）

第1条 本市職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長の事務部局の職員

11, 684人
11, 638人

(3) 上下水道局の職員

2, 225人
2, 241人

(4) 交通局の職員

4, 448人
4, 452人

(5) 病院局の職員

1, 623人

(5)
(6) 消防職員

2, 413人
2, 414人

(6)
(7) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教

育機関の職員

12, 880人
12, 780人 (うち校長、園長及び教員 10, 810人)
10, 703人

(7)
(8)
⋮
(10)
(11)

} (略)

令和3年第21号議案

公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更について

平成18年第71号議決（平成18年3月22日議決）により認可した公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限について、その内容の一部を下記のとおり変更することを認可するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更事項

第6項第2号アただし書中「翌日午前8時30分まで」の次に「（名古屋市立大学医学部附属東部医療センター及び名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにあっては、午後5時15分から翌日午前8時45分まで）」を加える。

第6項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 陽子線治療料 一つの治療部位に対する一連の陽子線照射（以下「一連の照射」という。）につき2,883,000円。ただし、当該治療部位に対しエックス線による放射線療法その他公立大学法人名古屋市立大学の定めるがん医療を併用する場合にあっては一連の照射につき2,722,800円とし、当該治療部位から転移したがんその他公立大学法人名古屋市立大学の定めるがんに対し照射する場合にあっては一連の照射につき961,000円とする。

第8項を削り、第9項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する料金の上限は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない

ときを除き、前3項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 実施年月日

変更後の公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限は、令和3年4月1日以後の分べん介助料、陽子線治療料及び病院の駐車場の使用料について適用し、同日前の分べん介助料及び病院の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化に伴い、公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 ($\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}$)

公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限（抜き）

1
5
5

6 診療料等

(1) (略)

(2) 分べん介助料

ア 出生児が1人の場合 120,000円。ただし、休日等（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）に出生した場合にあっては40,000円を、休日等以外の日において午後5時か

（名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
から翌日午前8時30分まで）

及び名古屋市立大学医学部附属西部医療センターにあっては、午後5時

15分から翌日午前8時45分まで） の間に出生した場合にあっては20,000

円（午後10時から翌日午前6時までの間に出生した場合にあっては、
40,000円）を、それぞれ加算した額とする。

イ (略)

(3)

5 (略)

(6)

(7) 陽子線治療料 一つの治療部位に対する一連の陽子線照射（以下「一連

の照射」という。）につき2,883,000円。ただし、当該治療部位に対しエ

ックス線による放射線療法その他公立大学法人名古屋市立大学の定めるが

ん医療を併用する場合にあっては一連の照射につき2,722,800円とし、当

該治療部位から転移したがんその他公立大学法人名古屋市立大学の定める

がんに対し照射する場合にあっては一連の照射につき961,000円とする。

$\frac{(8)}{(7)}$
 $\frac{\S}{(10)}$
 $\frac{(9)}{7}$ (略)

8 前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する料金の上限は、消費税法（

昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないとき

を除き、前2項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10

円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

$\frac{8}{9}$ (略)

9 前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する料金の上限は、消費税法（

昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないとき

を除き、前3項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10

円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。



令和3年第22号議案

包括外部監査契約の締結について

下記要項により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 10,993,400円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に一括払い |
| 5 契約の相手方 | 住所 名古屋市千種区徳川山町1丁目5番8号
氏名 北川裕和
資格 公認会計士 |

(理由)

この案を提出したのは、包括外部監査契約を締結する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(参考)

契約の相手方略歴書

本籍地 愛知県

住所 名古屋市千種区徳川山町1丁目5番8号

きた がわ ひろ かず
北川 裕和

昭和44年3月16日生

略歴

- | | |
|---------|--------------------------|
| 平成5年3月 | 早稲田大学政治経済学部経済学科卒業 |
| 平成5年10月 | 中央監査法人入所 |
| 平成8年4月 | 公認会計士登録 |
| 平成19年7月 | あづさ監査法人（現 有限責任あづさ監査法人）入所 |
| 平成28年4月 | 平成28年度名古屋市包括外部監査人補助者 |
| 平成29年7月 | 北川公認会計士事務所開設 |
| 平成30年8月 | 仰星監査法人入所 |
| 令和元年10月 | 同監査法人社員 |
| 令和2年4月 | 令和2年度名古屋市包括外部監査人 |

令和3年第23号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市明倫コミュニティ センター	名古屋市東区出来町二丁目8番15号
----------------------	-------------------

を

名古屋市明倫コミュニティ センター	名古屋市東区出来町三丁目7番10号
----------------------	-------------------

に、

名古屋市豊岡コミュニティ センター	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地の 3
----------------------	-------------------------

を

名古屋市豊岡コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地の3
名古屋市中根コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区白砂町4丁目144番地の1

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂区にコミュニティセンターを設置する等の必要があるによる。

令和3年第24号議案

名古屋市瑞穂公園条例の一部改正について

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用使用（体育館に限る。）の表第3競技場の項中

2分の1を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,750円	1,750円	1,750円	2,600円	
2分の1を専用する場合	その他の場合	8,750円	8,750円	8,750円	13,000円	

を

」

2分の1を専用する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,750円	1,750円	1,750円	2,600円	
2分の1を専用する場合	その他の場合	8,750円	8,750円	8,750円	13,000円	
一部を専用する場合	卓球（コート1面につき）	500円	500円	500円	600円	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月26日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他体育館の第3競技場を使用するために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂公園体育館の第3競技場の一部を専用する場合の利用料金の基準額を定める必要があるによる。

令和3年第25号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市堀田コミュニティセンター	名古屋市瑞穂区新開町23番10号 堀田学区連絡協議会 会長 山 田 明

2 指定の期間 施設の供用開始日から令和10年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和3年第26号議案

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例
の一部改正について

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例
の一部を改正する条例

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例（平成22年
名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1号及び第2号」を削り、「定める予算」の次に「（同
条第3号に定める予算にあっては、病院事業に係るものに限る。）」を加え、
同条第4項中「の予算」の次に「（病院事業に係るものを除く。）」を加え、
「同条第1号及び第2号に定める」を「第1項に規定する」に改める。

第5条第1項中「第2条第1号及び第2号に定める」を「第3条第1項に規
定する」に改め、同条第4項中「予算」の次に「（病院事業に係るものを除
く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、病院局の廃止に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新　　旧　　対　　照 (改正案)
現　　行

予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例

(抜すい)

(公開する情報等)

第3条 市長は、前条第1号及び第2号に定める予算(同条第3号に定める予算にあっては、病院事業に係るものに限る。)について、各局からの予算要求の内容並びに財政局及び市長による査定の内容に関する情報を公開するものとする。

2
3 } (略)

4 前条第3号の予算(病院事業に係るものを除く。)については、第1項に規定する号及び第2号に定める予算に関する情報の公開に準じて、公営企業管理者が公開するものとする。

(市民意見の予算への反映)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する第2条第1号及び第2号に定める予算に関する各局からの予算要求内容に対して、広く市民意見の募集に努めるものとする。

2
3 } (略)

4 第2条第3号の予算(病院事業に係るものを除く。)に関する市民意見の反映については、前3項の規定に準じて、公営企業管理者が行うものとする。

令和3年第27号議案

名古屋市特別会計条例の一部改正について

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例

名古屋市特別会計条例（昭和39年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市基金特別会計の令和2年度に係る収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、基金の経理の簡素化を図るために、特別会計を廃止する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市特別会計条例（抜すい）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。

(1)
}
(略)
(9)

(10) 名古屋市基金特別会計 基金の経理

(10)
(11)
}
(略)
(11)
(12)

令和 3年第28号議案

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第27号中「第52条第 1項」を「第55条第 1項」に改め、同号アからミまでを次のように改める。

ア 飲食店営業許可申請手数料

(ア) 短期営業（催事等において、3月以内の期間、同一の場所で営む営業（催事等において、1月以内の期間、同一の場所で組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとする飲食店営業（以下「臨時営業」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）、臨時営業及び露店営業（出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとする飲食店営業をいう。以下同じ。）以外の営業に係るもの	16,000円
(イ) 短期営業に係るもの	8,000円

(ウ) 臨時営業及び露店営業に係るもの	4,000円
イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	9,600円
ウ 食肉販売業許可申請手数料	
(ア) 短期営業以外の営業に係るもの	9,600円
(イ) 短期営業に係るもの	4,800円
エ 魚介類販売業許可申請手数料	
(ア) 短期営業以外の営業に係るもの	9,600円
(イ) 短期営業に係るもの	4,800円
オ 魚介類競り売り営業許可申請手数料	21,000円
カ 集乳業許可申請手数料	9,600円
キ 乳処理業許可申請手数料	21,000円
ク 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円
ケ 食肉処理業許可申請手数料	21,000円
コ 食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円
サ 菓子製造業許可申請手数料	14,000円
シ アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円
ス 乳製品製造業許可申請手数料	21,000円
セ 清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円
ソ 食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円
タ 水産製品製造業許可申請手数料	16,000円
チ 氷雪製造業許可申請手数料	21,000円
ツ 液卵製造業許可申請手数料	21,000円
テ 食用油脂製造業許可申請手数料	21,000円
ト みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	16,000円
ナ 酒類製造業許可申請手数料	16,000円
ニ 豆腐製造業許可申請手数料	14,000円
ヌ 納豆製造業許可申請手数料	14,000円
ネ 麺類製造業許可申請手数料	14,000円
ノ そうざい製造業許可申請手数料	21,000円

ハ	複合型そうざい製造業許可申請手数料	33,000円
ヒ	冷凍食品製造業許可申請手数料	21,000円
フ	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	33,000円
ヘ	漬物製造業許可申請手数料	16,000円
ホ	密封包装食品製造業許可申請手数料	21,000円
マ	食品の小分け業許可申請手数料	14,000円
ミ	添加物製造業許可申請手数料	21,000円

第 2条第 1項第27号中ム及びメを削り、同項第35号の次に次の 2号を加える。

(35) の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第 2項の規定に基づく輸出証明書の発行

　　輸出証明書発行手数料 870円
 (35) の 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第 2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

適合施設認定申請手数料	
ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1号）第21条第 1号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの	20,900円
イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第21条第 2号に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの	10,400円

第 2条第 2項中「メまで（」を「ミまで（短期営業、」に改める。

第 3条ただし書中「前条第 1項第30号」の次に「及び第33号」を加える。

附 則

- この条例は、令和 3年 6月 1日から施行する。ただし、第 3条ただし書の改正規定は公布の日から、第 2条第 1項第35号の次に 2号を加える改正規定は同年10月 1日から施行する。
- この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第 2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「旧法」という。）第52条第 1項の規定に基づいて営業の許可（臨時営業及び露店営業の許可を除く。）を受けている

者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第1項の規定に基づいて同一の営業（これに相当する営業を含む。）（複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業を除く。）の許可（短期営業、臨時営業及び露店営業の許可を除く。）を受けようとするときの手数料の額は、それぞれこの条例による改正後の名古屋市保健衛生関係手数料条例第2条第1項第27号アからミまでに掲げる額に100分の75を乗じて得た額とする。

3 この条例の施行の際現に旧法第52条第1項の規定に基づいて喫茶店営業の許可（臨時営業の許可を除く。）を受けている者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き新法第55条第1項の規定に基づいて飲食店営業の許可（短期営業、臨時営業及び露店営業の許可を除く。）を受けようとするときの手数料の額は、前項の規定にかかわらず、7,200円とする。

（理由）

この案を提出したのは、飲食店営業の許可申請手数料等の額を改定する等の必要があるによる。

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市保健衛生関係手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第 2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
(26) } (略)

(27) 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第55条第 1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229号）第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査

ア 飲食店営業許可申請手数料

(ア) 短期営業（催事等において、3月以内の期間、同一の場所で営む営

業（催事等において、1月以内の期間、同一の場所で組立式の店舗そ

の他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとする飲食店

営業（以下「臨時営業」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）、

臨時営業及び露店営業（出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施

設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとする飲食店営業をいう。以

下同じ。）以外の営業に係るもの

16,000円

	(イ) 短期営業に係るもの	8,000円
	(ロ) 臨時営業及び露店営業に係るもの	4,000円
イ	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品 喫茶店営業許可申請手数料	
	を販売する営業許可申請手数料	9,600円
	(ア) 臨時営業以外の営業に係るもの	9,600円
	(イ) 臨時営業に係るもの	4,800円
ウ	食肉販売業許可申請手数料 菓子製造業許可申請手数料	
	(ア) 短期営業 臨時営業及び露店営業以外の営業に係るもの	9,600円 14,000円
	(イ) 短期営業に係るもの 臨時営業	4,800円 7,000円
	(ロ) 露店営業に係るもの	4,000円
エ	魚介類販売業許可申請手数料 あん類製造業許可申請手数料	
	(ア) 短期営業以外の営業に係るもの	9,600円
	(イ) 短期営業に係るもの	4,800円
オ	魚介類競り売り営業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可申請手数料	
	(ア) 臨時営業以外の営業に係るもの	21,000円 14,000円
	(イ) 臨時営業に係るもの	7,000円
カ	集乳業許可申請手数料 乳処理業許可申請手数料	
	(ア) 臨時営業に係るもの	9,600円 21,000円
キ	乳処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	
	(ア) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円
ク	乳製品製造業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	
	(ア) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円

ケ	<u>食肉処理業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>集乳業許可申請手数料</u>	9,600円
コ	<u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>乳類販売業許可申請手数料</u>	
	(ア) <u>臨時営業以外の営業に係るもの</u>	9,600円
	(イ) <u>臨時営業に係るもの</u>	4,800円
サ	<u>菓子製造業許可申請手数料</u>	14,000円
	<u>食肉処理業許可申請手数料</u>	21,000円
シ	<u>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</u>	14,000円
	<u>食肉販売業許可申請手数料</u>	
	(ア) <u>臨時営業以外の営業に係るもの</u>	9,600円
	(イ) <u>臨時営業に係るもの</u>	4,800円
ス	<u>乳製品製造業許可申請手数料</u>	
	<u>食肉製品製造業許可申請手数料</u>	21,000円
セ	<u>清涼飲料水製造業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>魚介類販売業許可申請手数料</u>	
	(ア) <u>臨時営業以外の営業に係るもの</u>	9,600円
	(イ) <u>臨時営業に係るもの</u>	4,800円
ソ	<u>食肉製品製造業許可申請手数料</u>	
	<u>魚介類競り売り営業許可申請手数料</u>	21,000円
タ	<u>水産製品製造業許可申請手数料</u>	
	<u>魚肉練り製品製造業許可申請手数料</u>	16,000円
チ	<u>冰雪製造業許可申請手数料</u>	
	<u>食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料</u>	21,000円
ツ	<u>液卵製造業許可申請手数料</u>	
	<u>食品の放射線照射業許可申請手数料</u>	21,000円
テ	<u>食用油脂製造業許可申請手数料</u>	
	<u>清涼飲料水製造業許可申請手数料</u>	21,000円
ト	<u>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料</u>	
	<u>乳酸菌飲料製造業許可申請手数料</u>	16,000円
		14,000円
ナ	<u>酒類製造業許可申請手数料</u>	
	<u>冰雪製造業許可申請手数料</u>	16,000円
		21,000円

ニ	<u>豆腐製造業許可申請手数料</u>	14,000円
メ	<u>氷雪販売業許可申請手数料</u>	
ヌ	<u>納豆製造業許可申請手数料</u>	14,000円
	<u>食用油脂製造業許可申請手数料</u>	21,000円
ネ	<u>麵類製造業許可申請手数料</u>	14,000円
	<u>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</u>	21,000円
ノ	<u>そ^うざい製造業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>みそ製造業許可申請手数料</u>	16,000円
ハ	<u>複合型そ^うざい製造業許可申請手数料</u>	33,000円
	<u>しょう油製造業許可申請手数料</u>	16,000円
ヒ	<u>冷凍食品製造業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>ソース類製造業許可申請手数料</u>	16,000円
フ	<u>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料</u>	33,000円
	<u>酒類製造業許可申請手数料</u>	16,000円
ヘ	<u>漬物製造業許可申請手数料</u>	16,000円
	<u>豆腐製造業許可申請手数料</u>	14,000円
ホ	<u>密封包装食品製造業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>納豆製造業許可申請手数料</u>	14,000円
マ	<u>食品の小分け業許可申請手数料</u>	14,000円
	<u>麵類製造業許可申請手数料</u>	
ミ	<u>添加物製造業許可申請手数料</u>	21,000円
	<u>そ^うざい製造業許可申請手数料</u>	
ム	<u>缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料</u>	21,000円
メ	<u>添加物製造業許可申請手数料</u>	21,000円
(28)	(略)	
(35)		

(35) の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第

57号）第15条第 2項の規定に基づく輸出証明書の発行

輸出証明書発行手数料 870円

(35) の 3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第 2項の規

定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

適合施設認定申請手数料

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2年財

務省・厚生労働省・農林水産省令第 1号）第21条第 1号に掲げる施設認

定農林水産物等の種類に係るもの 20,900円

イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第21条第 2号

に掲げる施設認定農林水産物等の種類に係るもの 10,400円

(36) }
(49) } (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第27号アからミまで（短期営業、臨時営業及び露店営業に係るものを除く。）に掲げる手数料に係る営業の許可を受けた者が、当該営業の許可の更新を申請する場合の手数料の額については、それぞれ当該規定に掲げる額に 100分の75を乗じて得た額とする。

（手数料の納付）

第 3条 手数料は、前納しなければならない。ただし、前条第 1項第30号及び
第33号に規定する手数料は、後納することができる。

参 照 条 文

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）抜すい

（輸出証明書の発行）

第15条 （略）

2 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。

3 （略）

（適合施設の認定）

第17条 （略）

2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、都道府県知事等が適合施設を認定するよう求められている場合であって、当該都道府県知事等が管轄する区域内に所在する施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

3
↓
（略）
8

令和 3年第29号議案

名古屋市敬老バス条例の一部改正について

名古屋市敬老バス条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市敬老バス条例の一部を改正する条例

名古屋市敬老バス条例（平成16年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

近畿日本鉄道株式会社	鉄道	を
------------	----	---

近畿日本鉄道株式会社	鉄道	に改め
名鉄バス株式会社	一般乗合旅客自動車	
三重交通株式会社	一般乗合旅客自動車	

る。

附 則

この条例は、令和 4年 2月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、敬老バスの対象となる交通事業者を拡大する必要があるによる。

令和 3年第30号議案

名古屋市介護保険条例の一部改正について

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 7条第 1項中「平成30年度」を「令和 3年度」に、「令和 2年度」を「令和 5年度」に改め、同項第 1号及び第 2号中「34,514円」を「35,870円」に改め、同項第 3号中「49,853円」を「51,811円」に改め、同項第 4号中「57,522円」を「59,782円」に改め、同項第 5号中「65,192円」を「67,753円」に改め、同項第 6号中「76,696円」を「79,709円」に改め、同項第 7号中「80,531円」を「83,695円」に改め、同号ア中「第38条第 1項第 1号ハ」を「第38条第 1項第 6号イ（令附則第23条第 1項（同条第 2項及び第 3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「以下の次に「この項において」を加え、同項第 8号中「84,366円」を「87,680円」に改め、同項第 9号中「95,870円」を「99,637円」に改め、同項第10号中「115,044円」を「119,564円」に改め、同項第11号中「130,384円」を「

「135,506円」に改め、同項第12号中「145,723円」を「151,448円」に改め、同項第13号中「161,062円」を「167,389円」に改め、同項第14号中「176,401円」を「183,331円」に改め、同項第15号中「191,740円」を「199,273円」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「15,340円」を「15,942円」に改め、同項第3号中「19,174円」を「19,927円」に改め、同項第4号中「3,834円」を「3,985円」に改める。

第8条中「合計所得金額」の次に「（令第22条の2第4項第1号又は前条第1項第7号アに規定する合計所得金額をいう。）」を加える。

第14条第1項中「当該納付金額」を「当該保険料額」に、「延滞金を」を「延滞金額を」に改め、同項ただし書中「延滞金の額」を「延滞金額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（一部納付があった場合の延滞金の額の計算等）

第14条の2 前条第1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第1項本文の規定により納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる保険料に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定中保険料に関する部分は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度における新条例第8条の規定の適用については、同条中「令第22条の2第4項第1号又は前条第1項第7号ア」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、令和 3年度から令和 5年度までの保険料の額を定める等の必要があるによる。

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市介護保険条例（抜すい）

（保険料率及び保険料の額）

第 7条 令和 3年度から令和 5年度までの各年度における保険料率は、令第39条第 1項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第 1項第 1号イ又はロに掲げる者 $\frac{35,870}{34,514}$ 円
- (2) 令第39条第 1項第 1号ハ又はニに掲げる者 $\frac{35,870}{34,514}$ 円
- (3) 令第39条第 1項第 2号に掲げる者 $\frac{51,811}{49,853}$ 円
- (4) 令第39条第 1項第 3号に掲げる者 $\frac{59,782}{57,522}$ 円
- (5) 令第39条第 1項第 4号に掲げる者 $\frac{67,753}{65,192}$ 円
- (6) 令第39条第 1項第 5号に掲げる者 $\frac{79,709}{76,696}$ 円
- (7) 次のいずれかに該当する者 $\frac{83,695}{80,531}$ 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第38条第1項第 6号イ（令附則第23条第 1項（同条第 2項及び第 3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。）が80万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ （略）

(8) 次のいずれかに該当する者 $\frac{87,680\text{円}}{84,366\text{円}}$

ア } イ } (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 $\frac{99,637\text{円}}{95,870\text{円}}$

ア } イ } (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 $\frac{119,564\text{円}}{115,044\text{円}}$

ア } イ } (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 $\frac{135,506\text{円}}{130,384\text{円}}$

ア } イ } (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 $\frac{151,448\text{円}}{145,723\text{円}}$

ア } イ } (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 $\frac{167,389\text{円}}{161,062\text{円}}$

ア } イ } (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 $\frac{183,331\text{円}}{176,401\text{円}}$

ア } イ } (略)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 $\frac{199,273\text{円}}{191,740\text{円}}$

2 次条の規定による算定を行った結果、前項第1号から第4号までに該当するに至った者に係る保険料の額は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 前項第 1号に該当するに至った者	$\frac{15,942\text{円}}{15,340\text{円}}$
(2) 前項第 2号に該当するに至った者	$\frac{15,942\text{円}}{15,340\text{円}}$
(3) 前項第 3号に該当するに至った者	$\frac{19,927\text{円}}{19,174\text{円}}$
(4) 前項第 4号に該当するに至った者	$\frac{3,985\text{円}}{3,834\text{円}}$

3 (略)

(保険料の額の算定)

第 8条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の額については、当該年度の7月中に前条の規定による算定（以下「確定賦課」という。）を行うものとし、確定賦課を行う前においては、当該年度の前年度分の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の課税の状況並びに当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の合計所得金額（令第22条の 2第 4項第 1号又は前条第 1項第 7号アに規定する合計所得金額をいう。）、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第 2項第 1号に掲げる金額及び同号に規定する公的年金等の収入金額を基礎とした前条の規定の例による算定（以下「暫定賦課」という。）を行う。

(延滞金)

第14条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が 1,000円以上であるときは当該金額（100円未満の端数は、切り捨てる。）に年 7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、10円未満の端数を生じたとき、又はその全額が 100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 (略)

(一部納付があった場合の延滞金の額の計算等)

第14条の 2 前条第 1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、
その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日
の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納
付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第 1項本文の規定により納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎と
なる保険料に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額
がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付
した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

参 照 条 文

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）抜すい 新旧対照（

改正後
改正前

（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第22条の2 法第49条の2第1項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。第4項第1号、第5項及び第7項第1号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は回る場合には、0とする。以下同じ。）（

同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、

当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28

条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によ

って計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下

回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法

律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第

1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第

1項又は第36条の規定の適用がある場合（第4項第1号及び第38条第1項第

6号イにおいて「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」とい

う。) には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以
合計所得金額が 0を下回る場合には、 0とする。第 5項並びに第29条の 2第
下同じ。) 1項及び第 4項において同じ。) とする。

2 } (略)
3 }

4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 介護給付対象サービスを受けた第 1号被保険者（法第 9条第 1号に規定する第 1号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第 1号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第 2項第 1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額（地方税法第 292条第 1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第 1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第 2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第41条の 3の 3第 2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第 2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0を下回る場合には、 0とする。第 7項第 1号、次条第 7項、第29条の 2第 3項第 1号及び第 6項第 1号、第29条の 2の 2第 7

項、第38条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イ並びに第39条第1項第

1号ハ、第2号イ及び第4号イにおいて同じ。)から所得税法第35条第2

項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、280万円）に満たない場合

(2)
(3)
5
5
7

(略)

第38条 各年度における保険料率に係る法第129条第2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第1号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

(1)
5
(5)

(6) 次のいずれかに該当する者 10分の12

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額 (地方税法第

292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に

よる特別控除のある場合には、当該合計所得金額から第22条の2

第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額

が 0を下回る場合には、 0とする。次号イ及び第 8号イ並びに次条第 1項各号列記以外の部分、第 6号イ、第 7号イ、第 8号イ及び第 9号イにおいて同じ。) が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

□ (略)
 (7) } (略)
 (9) }
 2 } (略)
 12 }

附 則

(令和 3年度から令和 5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第23条 第 1号被保険者のうち、令和 2年の合計所得金額（地方税法第 292条第 1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法第28条第 1項に規定する給与所得又は同法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3年度における保険料率の算定についての第38条第 1項（第 6号イ、第 7号イ及び第 8号イに係る部分に限る。）及び第39条第 1項（第 6号イ、第 7号イ、第 8号イ及び第 9号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第38条第 1項第 6号イ中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法第28条第 1項に規定する給与所得及び同法第35条第 3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、

同法第28条第 2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第 2項第 1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和 4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2年」とあるのは、「令和 3年」と読み替えるものとする。

3 第 1項の規定は、令和 5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2年」とあるのは、「令和 4年」と読み替えるものとする。

令和 3年第31号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 3号中「第35条の 2第 1項」の次に「、第35条の 3第 1項」を加える。

第23条第 1項中「当該納付金額」を「当該保険料額」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

（一部納付があった場合の延滞金の額の計算等）

第23条の 2 前条第 1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第 1項本文の規定により世帯主が延滞金をその額の計算の基礎となる保険料に加算して納付すべき場合において、世帯主が納付した金額がその延

滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第14条第 1項第 3号の改正規定及び次項の規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第14条第 1項第 3号の規定は、令和 3年度分の保険料から適用し、令和 2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第 1項及び第23条の 2の規定は、施行日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、延滞金の計算方法を改める等の必要があるによる。

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市国民健康保険条例（抜すい）

（基礎賦課額の所得割額）

第14条 前条第1項の所得割額は、一の世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額（これらの金額につき同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額）の合算額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に保険料率を乗じて得た額とする。

(1) } (略)
(2) }

(3) 地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）

(4) } (略)
(5) }

2 }
5 } (略)

(延滞金)

第23条 世帯主は、納期限後に普通徴収に係る保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。）であるときは当該金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 (略)

(一部納付があった場合の延滞金の額の計算等)

第23条の2 前条第1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、
その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日
の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納
付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第1項本文の規定により世帯主が延滞金をその額の計算の基礎となる
保険料に加算して納付すべき場合において、世帯主が納付した金額がその延
滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額
は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

参 照 条 文

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）抜すい 新旧対照（改正
改正

後
前

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第35条の 3 個人が、都市計画法第 4条第 2項に規定する都市計画区域内にあ
る土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第 4項に規定する低未利用土地
(以下この項及び次項第 2号において「低未利用土地」という。) 又は当該
低未利用土地の上に存する権利（以下第 4項までにおいて「低未利用土地等」
と総称する。) で、その年 1月 1日において第31条第 2項に規定する所有期
間が 5年を超えるものの譲渡を令和 2年 7月 1日から令和 4年12月31日まで
の間にした場合（当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に
限る。) には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又
は一部につき第33条から第33条の 3まで、第36条の 2、第36条の 5、第37条、
第37条の 4又は第37条の 8の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部
の低未利用土地等の譲渡に対する第31条の規定の適用については、同条第 1
項中「長期譲渡所得の金額（）とあるのは、「長期譲渡所得の金額から 100
万円（長期譲渡所得の金額のうち第35条の 3第 1項の規定に該当する同項に

規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が 100万円に満たない場合
には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額) を控除した金額(」と
する。

2
↓
5 } (略)

令和 3年第32号議案

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部
改正について

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例の一部
を改正する条例

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例（平成20年名古屋
市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1項中「当該納付金額」を「当該保険料額」に、「延滞金を」を「
延滞金額を」に改め、同項ただし書中「延滞金の額」を「延滞金額」に改め、
同条の次に次の 1条を加える。

（一部納付があった場合の延滞金の額の計算等）

第10条の 2 前条第 1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、
その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日
の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納
付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第 1項本文の規定により納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎と
なる保険料に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額

がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

附 則

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、延滞金の計算方法に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例（抜す
い）

（延滞金）

第10条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは当該金額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、100円未満の端数を生じたとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 (略)

（一部納付があった場合の延滞金の額の計算等）

第10条の2 前条第1項本文の規定により延滞金の額を計算する場合において、
その計算の基礎となる保険料の一部が納付されているときは、その納付の日
の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納
付された保険料額を控除した金額とする。

2 前条第1項本文の規定により納付義務者が延滞金をその額の計算の基礎と
なる保険料に加算して納付すべき場合において、納付義務者が納付した金額
がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額に達するまでは、その納付

した金額は、まずその計算の基礎となる保険料に充てられたものとする。

令和 3年第33号議案

名古屋市食の安全・安心条例の一部改正について

名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市食の安全・安心条例の一部を改正する条例

名古屋市食の安全・安心条例（平成19年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 5号を削る。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条及び第14条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3年 6月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市食の安全・安心条例第13条第 1項に規定する食品等の自主的な回収に着手している場合については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、食品衛生法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市食の安全・安心条例（抜すい）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)
↓ (略)
(4)

(5) 特定事業者 次に掲げる事業者及びアに掲げる事業者により構成される団体であって、市の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。

ア 農林水産物（食品の原料又は材料として使用されるものを含む。）を生産等し、かつ、それを販売することを営む者（規則で定める者を除く。）

イ 食品等を製造し、輸入し、又は加工し、かつ、それを販売することを営む者（規則で定める者を除く。）

ウ 前2号に掲げるもののほか、食品等を販売することを営む者であって規則で定めるもの

(自主回収報告制度)

第13条及び第14条 削除

第13条 特定事業者は、その販売した食品等の自主的な回収に着手

した場合（法令に基づく命令又は指導を受けて回収に着手した場合を除く。）

であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定め

るところにより、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

(1) 法の規定に違反する食品等（法第19条第2項の規定に違反するもの（規

則で定めるものを除く。）を除く。）

(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）第5条の規定に違反する食品等のう

ち規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康への悪影響の発生を防止するために報

告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 前項の規定は、食品等が消費者に販売されていないことが明らかな場合に

は、適用しない。

（指導、報告及び公表）

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告（以下「自主回収報告」とい

う。）に係る回収の方法が、健康への悪影響の発生又はその拡大を防止する

上で適切でないと認めるときは、報告を行った特定事業者に対し、必要な指

導を行うことができる。

2 自主回収報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したとき

は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に報告しなければ

ならない。

3 市長は、自主回収報告又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

令和 3年第34号議案

名古屋市立病院条例の一部改正について

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例

名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「使用料及び」を削り、「) 並びに」を「) 及び」に改める。

第 2条ただし書中「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第 3条中「管理者」を「市長」に改める。

第 4条の見出しを「（利用料金及び手数料）」に改め、同条第 1項を次のように改める。

市立病院を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を名古屋市病院事業の設置等に関する条例第11条の規定により名古屋市立緑市民病院の管理を行わせる指定管理者に納めなければならない。

(1) 診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合算額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の2倍の額とする。

(2) 特別室使用加算額 1日につき 9,000円以下で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(3) 初診料加算額 1回 1,000円

(4) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に 100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

第4条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第3項中「管理者」を「指定管理者」に、「使用料等」を「利用料金」に、「別に」を「市長の承認を得て」に改め、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「使用料等」を「利用料金及び手数料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 市立病院を利用する者は、文書料として1通につき3,500円以下で市長の定める額の手数料を納めなければならない。

5 市長は、前項に規定するもののほか、手数料の額を定める必要があると認めるものについては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費相当額を別に定める。

第4条に次の1項を加える。

8 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4条の2を削る。

第5条を次のように改める。

（利用料金及び手数料の減免）

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

2 市長は、特別の事由があると認めたときは、手数料を減免することができる。

第 5条の 2を削る。

第 7条中「企業管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第 8条中「企業管理規程」を「規則」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターの市立大学病院化に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新　　旧　　対　　照 (改正案)
(現　　行)

名古屋市立病院条例（抜すい）

(趣旨)

第 1条 この条例は、名古屋市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第57号）第 2条第 2項に規定する病院（以下「市立病院」という。）の利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）及び手数料並びに管理について必要な事項を定めるものとする。

(往診)

第 2条 市立病院は、往診を行わない。ただし、市長
病院事業の管理者（以下「管理者」といふ。）が特別の事由があると認めた者に対しては、往診を行うことができる。

(診療科)

第 3条 市立病院に設置する診療科については、市長
管理者がこれを定める。

(利用料金及び手数料)

(使用料等)

第 4条 市立病院を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を名古屋市病院事業の設置等に関する条例第11条の規定により名古屋市立緑市民病院の管理を除く。を利用してする者は、次に掲げる額の使用料及び手数料（以下「使用料行わせる指定管理者に納めなければならない。等」という。）を納めなければならない。

(1) 診療料　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入

院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定

した額の合算額。ただし、自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律

第97号) 第 2条第 1項に規定する自動車をいう。) の運行 (同条第 2項に規定する運行をいう。) により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の 2倍の額とする。

ア 診療料 診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号) 及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第99号) により算定した額の合算額。ただし、自動車 (自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号) 第 2条第 1項に規定する自動車をいう。) の運行 (同条第 2項に規定する運行をいう。) により身体を害された者が当該運行による身体の障害に関する診療を受けるときは、当該合算額の 2倍の額とする。

イ 分べん介助料

(ア) 出生児 1人の場合 110,000円。ただし、休日 (名古屋市の休日を定める条例 (平成 3年名古屋市条例第36号) 第 2条第 1項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。) に出生した場合にあっては30,000円を、休日以外の日において午後 5時15分から翌日午前 8時45分までの間に出生した場合にあっては20,000円 (午後10時から翌日午前 6時までの間に出生した場合にあっては、30,000円) を、それぞれ加算した額とする。

(イ) 出生児 2人以上の場合 (ア) の額に 1人を増すごとに55,000円を加算した額

ウ 特別室使用加算額 1日につき25,000円以下で管理者の定める額

エ 初診料加算額

(ア) 医師による初診の場合 1回 5,000円

(イ) 歯科医師による初診の場合 1回 3,000円

オ 再診料加算額

(ア) 医師による再診の場合 1回 2,500円

(イ) 歯科医師による再診の場合 1回 1,500円

カ 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬

品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に 100

分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

キ 陽子線治療料 一つの治療部位に対する一連の陽子線照射（以下「一

連の照射」という。）につき 2,883,000円。ただし、当該治療部位に対

しエックス線による放射線療法その他管理者の定めるがん医療を併用す

る場合にあっては一連の照射につき 2,722,800円とし、当該治療部位か

ら転移したがんその他管理者の定めるがんに対し照射する場合にあって

は一連の照射につき 961,000円とする。

ク 別表に掲げる施設の使用料 別表に定める額。ただし、診療を受ける

者が使用する場合には、使用料を徴収しない。

(2) 特別室使用加算額 1日につき 9,000円以下で指定管理者が市長の承認
手数料を得て定める額

文書料 1通につき 3,500円以下で管理者の定める額

(3) 初診料加算額 1回 1,000円

(4) 特別長期入院料 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

2 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により診療を受ける者に係る利用料金の額は、前項の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。

3 指定管理者は、前2項に規定するものほか、利用料金の額を定める必要があると認めるものについては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費相当額を別に定める。

4 市立病院を利用する者は、文書料として1通につき3,500円以下で市長の定める額の手数料を納めなければならない。

5 市長は、前項に規定するものほか、手数料の額を定める必要があると認めるものについては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費相当額を別に定める。

6 $\frac{6}{4}$ 前各項の規定にかかわらず、利用料金及び手数料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないときを除き、前各項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

7 $\frac{7}{5}$ (略)

8 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金及び手数料)

第4条の2 緑市民病院を利用する者は、利用料金を名古屋市病院事業の設置等に関する条例第11条の規定により緑市民病院の管理を行わせる指定管理者に納めなければならない。

- 2 前条第1項第1号（才を除く。）及び同条第2項から第5項までの規定は、緑市民病院の利用料金の額について準用する。この場合において、同条第1項第1号ウ中「管理者の」とあるのは「指定管理者が管理者の承認を得て」と、同号エ中「5,000円」とあり、及び「3,000円」とあるのは「1,000円」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」と、「別に」とあるのは「管理者の承認を得て」と、同条第4項中「使用料等」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。
- 3 緑市民病院を利用する者は、手数料を納めなければならない。
- 4 前条第1項第2号及び同条第3項から第5項までの規定は、緑市民病院の手数料の額について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項第2号」と、「使用料等」とあるのは「手数料」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第1項第2号及び前項」と、「使用料等」とあるのは「手数料」と読み替えるものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金及び手数料の減免)
(使用料等の減免)
- 第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免する
管理者は、特別の事由があると認めたときは、使用料等を減免するこ
ことができる。
とができる。
- 2 市長は、特別の事由があると認めたときは、手数料を減免することができ
る。
(利用料金の減免)

第 5条の 2 指定管理者は、企業管理規程で定める事由があるときは、利用料

金を減免することができる。

(診療の拒否)

第 7条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者その他市長

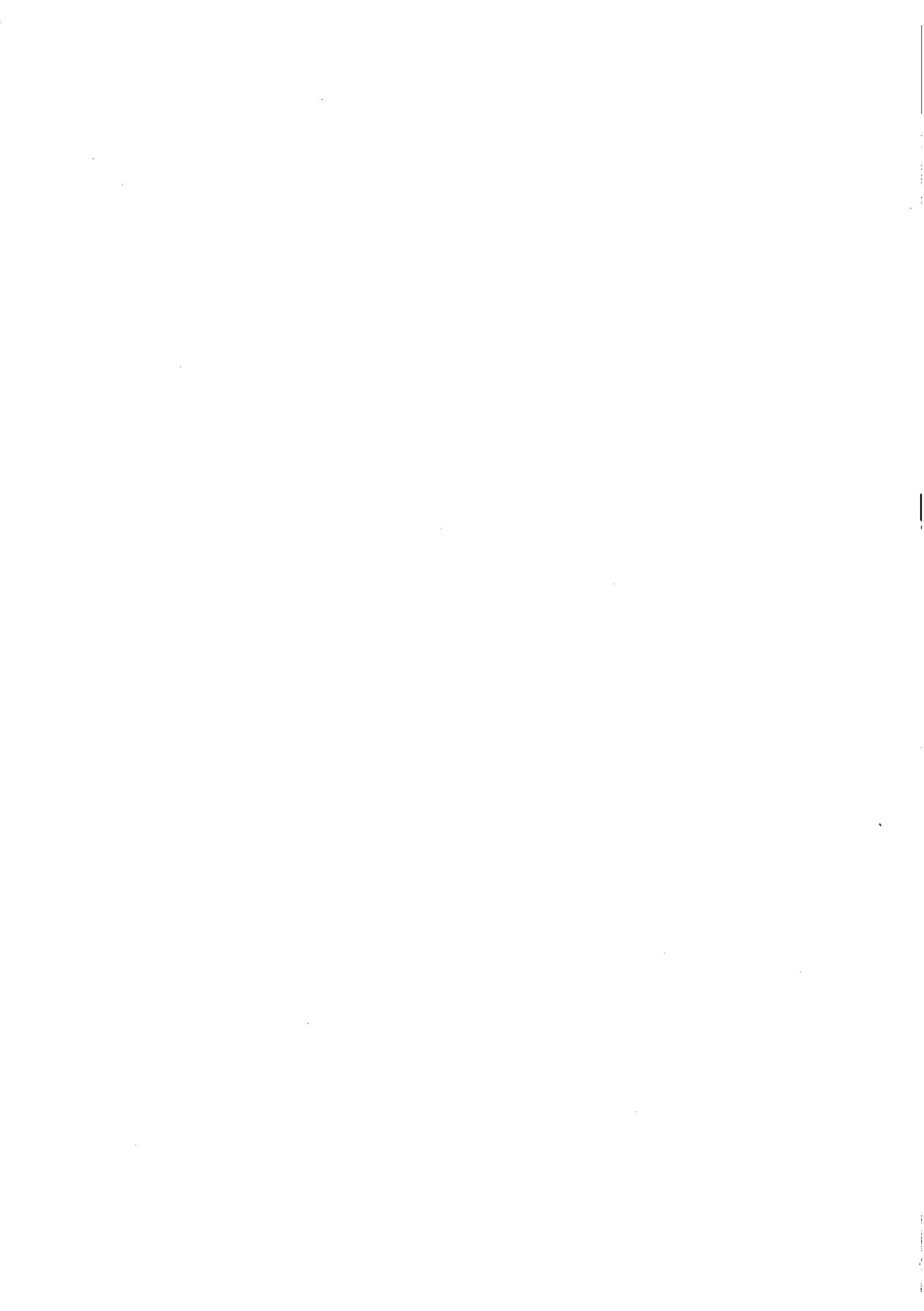
が適当でないと認めた者に対しては、診療を拒否し、又は退院を命ずることができる。

(委任)

第 8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表

施 設 の 名 称	使 用 料 の 額			
名古屋市立東部医療センター駐車場	1台につき ただし、駐車時間が30分以内のときは無料	1回 100円		
名古屋市立西部医療センター駐車場	とし、1時間を超えるときは、その超える時間について30分までごとに50円を加算した金額とする。			
備考				
管理者は、管理上支障がないと認めるときは、定期駐車券を発行することができる。この場合の使用料の額は、1月につき 6,000円とする。				



令和 3年第35号議案

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

種 別	名 称	位 置
助産施設	名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番 23号
"	名古屋市立西部医療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番 地の 1

「

種別	名称	位置	に、
----	----	----	----

」

「

〃	名古屋市上名古屋保育園	名古屋市西区上名古屋二丁目26番15号	を
〃	名古屋市新富町保育園	名古屋市中村区新富町 2丁目 4番25号	

」

「

〃	名古屋市上名古屋保育園	名古屋市西区上名古屋二丁目26番15号	に、
---	-------------	---------------------	----

」

「

〃	名古屋市港西保育園	名古屋市港区野跡四丁目 4番 8号	を
〃	名古屋市汁谷保育園	名古屋市千種区汁谷町39番地	

」

「

〃	名古屋市港西保育園	名古屋市港区野跡四丁目 4番 8号	に、
---	-----------	-------------------	----

」

「

〃	名古屋市荒輪井保育園	名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地	を
〃	名古屋市高針北保育園	名古屋市名東区勢子坊二丁目 1302番地	

」

「

"	名古屋市荒輪井保育園	名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地
---	------------	--------------------------

」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市立東部医療センター及び名古屋市立西部医療センターに係る部分は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市新富町保育園、名古屋市汁谷保育園及び名古屋市高針北保育園等を廃止する必要があるによる。

令和 3年第36号議案

名古屋市子ども医療費助成条例の一部改正について

名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 3年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「（15歳に達する日以後の最初の 3月31日を経過した子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 1月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市子ども医療費助成条例の規定は、令和 4年 1月 1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、子どもの医療費助成の範囲を拡大する必要があるに

よる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市子ども医療費助成条例（抜き）

（助成の範囲）

第4条 本市は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもにあっては、入院に係るものに限る。）が行われた場合（社会保険各法による附加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額を助成する。

2 (略)

令和3年第37号議案

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

妙音通駅自転車駐車場

」

を

「

妙音通駅自転車駐車場

熱田駅自転車駐車場

神宮西駅自転車駐車場

」

に、

「

伝馬町駅自転車駐車場

」

を

「

伝馬町駅自転車駐車場

西高蔵駅自転車駐車場

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日までにこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。
- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、熱田駅自転車駐車場等を設置する必要があるによる。

令和3年第38号議案

名古屋市公設市場条例の一部改正について

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例

名古屋市公設市場条例（昭和39年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「	名古屋市元古井公設市場 名古屋市牧野公設市場	名古屋市千種区今池二丁目27番22号 名古屋市中村区太閤三丁目7番64号	」
「	名古屋市元古井公設市場	名古屋市千種区今池二丁目27番22号	」

改める。

第3条第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同条第2号中「終り」を「終わり」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市牧野公設市場を廃止する等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市公設市場条例（抜すい）

(欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項に定める許可を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて 復権を得ない者
破産者で もの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (3)
- (4) (略)
- (5)

令和3年第39号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

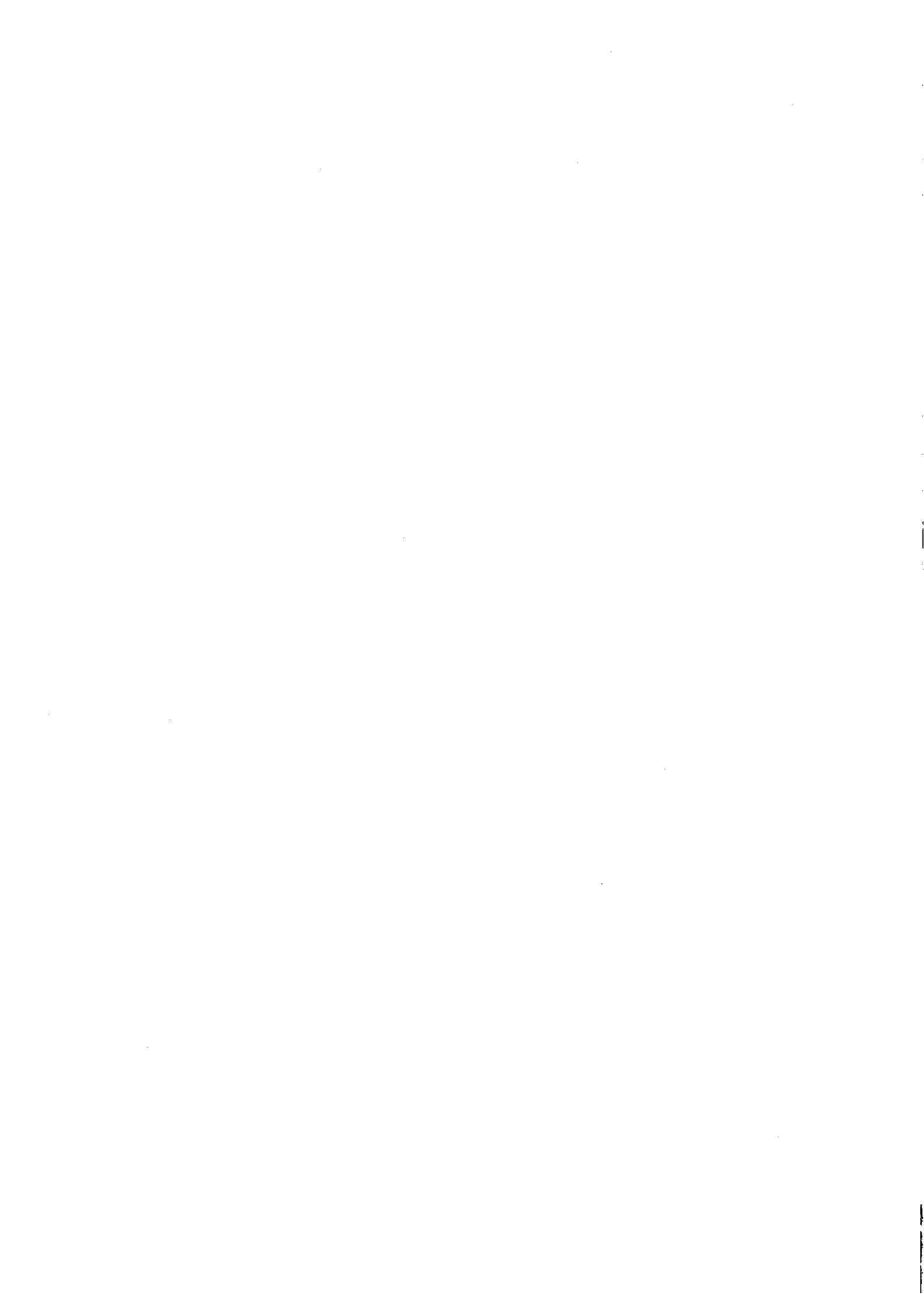
1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民御岳休暇村	長野県木曽郡王滝村3159番地25 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社 理事長 齋藤 晃

2 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。



令和3年第40号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までを次のように改める。

第3条から第7条まで 削除

第17条第45号の5ア中「又は登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1（い）項に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5の表示があるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が交付された住宅」を「その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物」に改め、同号ア（イ）b中（f）を（g）とし、（c）から（e）までを（d）から（f）までとし、同号ア（イ）b（b）中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア（イ）b（b）を同号ア（イ）b（c）とし、同号ア（イ）b（a）の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,900円

第17条第45号の5ア(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)c(b)を同号ア(イ)c(c)とし、同号ア(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,900円

第17条第45号の5ア(ウ)fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ウ)bを同号ア(ウ)cとし、同号ア(ウ)aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,900円

第17条第45号の5イ(イ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)b(b)を同号イ(イ)b(c)とし、同号イ(イ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 149,700円

第17条第45号の5イ(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(b)を同号イ(イ)c(c)とし、同号イ(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 121,000円

第17条第45号の5イ(イ)d(a)中「261,600円」を「248,400円」に改め、同号イ(イ)d(f)中「979,400円」を「952,400円」に改め、同号イ(イ)d(f)を同号イ(イ)d(g)とし、同号イ(イ)d(e)中「858,100円」を「834,900円」に改め、同号イ(イ)d(e)を同号イ(イ)d(f)とし、同号イ(イ)d(d)中「728,000円」を「706,300円」に改め、同号イ(イ)d(d)を同号イ

(イ) d (e) とし、同号イ (イ) d (c) 中「593,600円」を「573,400円」に改め、同号イ (イ) d (c) を同号イ (イ) d (d) とし、同号イ (イ) d (b) 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「417,100円」を「401,800円」に改め、同号イ (イ) d (b) を同号イ (イ) d (c) とし、同号イ (イ) d (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
311,200円

第17条第45号の5イ(ウ)a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)a(b)を同号イ(ウ)a(c)とし、同号イ(ウ)a(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
121,000円

第17条第45号の5イ(ウ)b(a)中「261,600円」を「248,400円」に改め、同号イ(ウ)b(f)中「979,400円」を「952,400円」に改め、同号イ(ウ)b(f)を同号イ(ウ)b(g)とし、同号イ(ウ)b(e)中「858,100円」を「834,900円」に改め、同号イ(ウ)b(e)を同号イ(ウ)b(f)とし、同号イ(ウ)b(d)中「728,000円」を「706,300円」に改め、同号イ(ウ)b(d)を同号イ(ウ)b(e)とし、同号イ(ウ)b(c)中「593,600円」を「573,400円」に改め、同号イ(ウ)b(c)を同号イ(ウ)b(d)とし、同号イ(ウ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「417,100円」を「401,800円」に改め、同号イ(ウ)b(b)を同号イ(ウ)b(c)とし、同号イ(ウ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
311,200円

第17条第45号の6ア中「又は登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書が交付された住宅」を「その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物」に改め、同号ア(イ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)b(b)中「300平方メートル」

ル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (イ) b (b) を同号ア (イ) b (c) とし、同号ア (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 10,700円

第17条第45号の 6 ア (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号ア (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (イ) c (b) を同号ア (イ) c (c) とし、同号ア (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 10,700円

第17条第45号の 6 ア (ウ) 中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号ア (ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア (ウ) b を同号ア (ウ) c とし、同号ア (ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 10,700円

第17条第45号の 6 イ (イ) b 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) b (b) を同号イ (イ) b (c) とし、同号イ (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 76,600円

第17条第45号の 6 イ (イ) c 中 (f) を (g) とし、(c) から (e) までを (d) から (f) までとし、同号イ (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ (イ) c (b) を同号イ (イ) c (c) とし、同号イ (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 62,300円

第17条第45号の 6 イ (イ) d (a) 中「131,900 円」を「125,200 円」に改め、同号イ (イ) d (f) 中「511,500 円」を「498,200 円」に改め、同号イ (イ) d (f) を同号イ (イ) d (g) とし、同号イ (イ) d (e) 中「446,500 円」を「

435,000円」に改め、同号イ(イ) d (e)を同号イ(イ) d (f)とし、同号イ(イ) d (d)中「377,800円」を「367,100円」に改め、同号イ(イ) d (d)を同号イ(イ) d (e)とし、同号イ(イ) d (c)中「305,600円」を「295,500円」に改め、同号イ(イ) d (c)を同号イ(イ) d (d)とし、同号イ(イ) d (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「211,500円」を「203,800円」に改め、同号イ(イ) d (b)を同号イ(イ) d (c)とし、同号イ(イ) d (a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 157,400円

第17条第45号の6イ(ウ)a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)a(b)を同号イ(ウ)a(c)とし、同号イ(ウ)a(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 62,300円

第17条第45号の6イ(ウ)b(a)中「131,900円」を「125,200円」に改め、同号イ(ウ)b(f)中「511,500円」を「498,200円」に改め、同号イ(ウ)b(f)を同号イ(ウ)b(g)とし、同号イ(ウ)b(e)中「446,500円」を「435,000円」に改め、同号イ(ウ)b(e)を同号イ(ウ)b(f)とし、同号イ(ウ)b(d)中「377,800円」を「367,100円」に改め、同号イ(ウ)b(d)を同号イ(ウ)b(e)とし、同号イ(ウ)b(c)中「305,600円」を「295,500円」に改め、同号イ(ウ)b(c)を同号イ(ウ)b(d)とし、同号イ(ウ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「211,500円」を「203,800円」に改め、同号イ(ウ)b(b)を同号イ(ウ)b(c)とし、同号イ(ウ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 157,400円

第17条第45号の8ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加

える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの
60,500円

第17条第45号の8イ(ア)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(ア)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同号イ(ア)aを同号イ(ア)bとし、同号イ(ア)にaとして次のように加える。

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの
121,000円

第17条第45号の8イ(イ)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(イ)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同号イ(イ)aを同号イ(イ)bとし、同号イ(イ)にaとして次のように加える。

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの
311,200円

第17条第45号の8中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第45号の11までにおいて同じ。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
10,300円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
17,900円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
29,100円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
87,300円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
138,100円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内

のもの	174,400円
(イ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	218,000円
第17条第45号の9ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(ヒ)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	31,100円
第17条第45号の9イ(ア)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(ア)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同号イ(ア)aを同号イ(ア)bとし、同号イ(ア)にaとして次のように加える。	
a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	62,300円
第17条第45号の9イ(イ)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(イ)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超える」に改め、同号イ(イ)aを同号イ(イ)bとし、同号イ(イ)にaとして次のように加える。	
a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの	157,400円
第17条第45号の9中イをウとし、アの次に次のように加える。	
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,200円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,400円

(イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,900円
(ロ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	104,700円
(ハ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,800円

第17条第45号の10中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)」を削り、「同法第30条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ア(イ) b 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ) b (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) b (b)を同号ア(イ) b (c)とし、同号ア(イ) b (a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,900円
----------------------------	---------

第17条第45号の10ア(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)c(b)を同号ア(イ)c(c)とし、同号ア(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,900円
----------------------------	---------

第17条第45号の10ア(ウ)fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ウ)bを同号ア(ウ)cとし、同号ア(ウ)aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,900円
--------------------------	---------

第17条第45号の10イ(イ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)b(b)を同号イ(イ)b(c)とし、同号イ(イ)b(a)

の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
内のあるもの 149,700円

第17条第45号の10イ(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(b)を同号イ(イ)c(c)とし、同号イ(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
内のあるもの 121,000円

第17条第45号の10イ(イ)d中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)d(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)d(b)を同号イ(イ)d(c)とし、同号イ(イ)d(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
内のあるもの 311,200円

第17条第45号の10イ(ウ)a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)a(b)を同号イ(ウ)a(c)とし、同号イ(ウ)a(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
内のあるもの 121,000円

第17条第45号の10イ(ウ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ)b(b)を同号イ(ウ)b(c)とし、同号イ(ウ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
内のあるもの 311,200円

第17条第45号の11中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ア(イ)b中

(f) を (g) とし、 (c) から (e) までを (d) から (f) までとし、 同号ア (イ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、 同号ア (イ) b (b) を同号ア (イ) b (c) とし、 同号ア (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
10,700円

第17条第45号の11ア (イ) c 中 (f) を (g) とし、 (c) から (e) までを (d) から (f) までとし、 同号ア (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、 同号ア (イ) c (b) を同号ア (イ) c (c) とし、 同号ア (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
10,700円

第17条第45号の11ア (ウ) 中 f を g とし、 c から e までを d から f までとし、 同号ア (ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、 同号ア (ウ) b を同号ア (ウ) c とし、 同号ア (ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
10,700円

第17条第45号の11イ (イ) b 中 (f) を (g) とし、 (c) から (e) までを (d) から (f) までとし、 同号イ (イ) b (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、 同号イ (イ) b (b) を同号イ (イ) b (c) とし、 同号イ (イ) b (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
76,600円

第17条第45号の11イ (イ) c 中 (f) を (g) とし、 (c) から (e) までを (d) から (f) までとし、 同号イ (イ) c (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、 同号イ (イ) c (b) を同号イ (イ) c (c) とし、 同号イ (イ) c (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
62,300円

第17条第45号の11イ (イ) d 中 (f) を (g) とし、 (c) から (e) までを (d) から (f) までとし、 同号イ (イ) d (b) 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、 同号イ (イ) d (b) を同号イ (イ) d (c) とし、 同号イ (イ) d (a) の次に次のように加える。

トル」に改め、同号イ(イ) d (b) を同号イ(イ) d (c) とし、同号イ(イ) d (a) の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の11イ(ウ) a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ) a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ) a(b)を同号イ(ウ) a(c)とし、同号イ(ウ) a(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの 62,300円

第17条第45号の11イ(ウ) b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ウ) b(b)を同号イ(ウ) b(c)とし、同号イ(ウ) b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの 157,400円

第17条第45号の12中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同号ア(イ)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)b(b)を同号ア(イ)b(c)とし、同号ア(イ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の12ア(イ)c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ)c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)c(b)を同号ア(イ)c(c)とし、同号ア(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの 17,900円

第17条第45号の12ア(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、

同号ア(ウ) b 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号ア(ウ) b を同号ア(ウ) c とし、同号ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 17,900 円

第17条第45号の12イ(イ)c 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)c(b)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ)c(b)を同号イ(イ)c(c)とし、同号イ(イ)c(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 149,700 円

第17条第45号の12イ(イ)d 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)d(b)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ)d(b)を同号イ(イ)d(c)とし、同号イ(イ)d(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 121,000 円

第17条第45号の12イ(イ)e 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(イ)e(b)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ)e(b)を同号イ(イ)e(c)とし、同号イ(イ)e(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 311,200 円

第17条第45号の12イ(ウ)a 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ)a(b)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(ウ)a(b)を同号イ(ウ)a(c)とし、同号イ(ウ)a(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの 121,000 円

第17条第45号の12イ(ウ)b 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ウ)b(b)中「300 平方メートル」を「1,000 平方メー

トル」に改め、同号イ(ウ)b(b)を同号イ(ウ)b(c)とし、同号イ(ウ)b(a)の次に次のように加える。

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 311,200円

第17条第45号の13ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(I)までを(ウ)から(オ)までとし、同号ア(ア)中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 15,500円

第17条第45号の13イ(ア)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(ア)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号イ(ア)aを同号イ(ア)bとし、同号イ(ア)にaとして次のように加える。

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 31,100円

第17条第45号の13イ(イ)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、同号イ(イ)a中「300平方メートル以上」を「1,000平方メートルを超え」に改め、同号イ(イ)aを同号イ(イ)bとし、同号イ(イ)にaとして次のように加える。

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のもの 78,700円

第17条第50号中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市建築基準法施行条例（抜すい）

（磁気ディスク等による手続）

第3条から第7条まで 削除

第3条 規則第11条の3第1項の規定により特定行政庁が指定

する区域は、名古屋市の全域とする。

第4条から第7条まで 削除

（手数料を徴収する事務の種別及び額）

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
 (45) の 4 } (略)

(45) の 5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 次に定める額（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額）

ア 市長が告示する機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54

条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物
その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定す
る登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条

る建築物

第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表

1 (iv) 項に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5の

表示があるものに限る。以下この号及び次号において同じ。) が交付さ

れた住宅 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次のaに定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb又はcに定める額の手数料を加算した額）

a (略)

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

17,900円

(c) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

以内のもの

29,100円

(d)

(c)

（略）

(g)

(f)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

17,900円

(c)	1,000 平方メートル	
(b)	床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル	
	以内のもの	29,100円
(d)		
(c)		
↓		
(g)		
(f)		
(i) その他の建築物		
a (略)		
b 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	<u>1,000 平方メートル以内</u>	
c	1,000 平方メートル	
b	床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以	
	内のもの	29,100円
d		
c		
↓		
(g)		
f		

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じて次に定める額

(i) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じて次の a に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じて次の b、c 又は d に定める額の手数料を加算した額）

a (略)

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

149,700円

(c) (b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える2,000平方メートル以内のもの 195,500円

(d)
(c)
↓ (略)
(g)
(f)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号口に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法又は同令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下の号、次号及び第45号の8から第45号の13までにおいて同じ。）によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

121,000円

(c) (b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える2,000平方メートル以内のもの 159,300円

(d)
(c)
↓ (略)
(g)
(f)

d 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	<u>248, 400円</u>
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以	<u>261, 600円</u>
 <u>内のもの</u>	 <u>311, 200円</u>
 (c)	
(b) 床面積の合計が $\frac{1, 000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2, 000 平方メートル	<u>401, 800円</u>
以内のもの	<u>417, 100円</u>
(d)	
(c) 床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える 5, 000 平方メートル	<u>573, 400円</u>
以内のもの	<u>593, 600円</u>
(e)	
(d) 床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える 10, 000 平方メートル	<u>706, 300円</u>
以内のもの	<u>728, 000円</u>
(f)	
(e) 床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超える 25, 000 平方メートル	<u>834, 900円</u>
以内のもの	<u>858, 100円</u>
(g)	
(f) 床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの	<u>952, 400円</u>
	<u>979, 400円</u>
(i) その他の建築物	
a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合	
(a) (略)	
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超える 1, 000 平方メートル以	<u>121, 000円</u>
 <u>内のもの</u>	 <u>121, 000円</u>
 (c)	
(b) 床面積の合計が $\frac{1, 000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える 2, 000 平方メートル	<u>159, 300円</u>
以内のもの	
(d)	
(c)	
} (略)	

(g)
(f)

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 248,400円
261,600円
(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 311,200円

(c) 1,000平方メートル
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え2,000平方メートル

以内のもの 401,800円
417,100円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル
(c) 以内のもの 573,400円
593,600円

(e) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル
(d) 以内のもの 706,300円
728,000円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル
(e) 以内のもの 834,900円
858,100円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 952,400円
(f) 979,400円

(45) の 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額
(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額)

ア 市長が告示する機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物 $\frac{\text{その他こ}}{\text{又は登録}}$

れと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定す
住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条
る建築物

第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書が交付された住宅 建築物の
種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次のaに定め
る額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外
の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分につ
いて当該部分の床面積の合計に応じ次のb又はcに定める額の手数料
を加算した額）

a (略)

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場
合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの

10,700円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え2,000平方メートル
以内のもの

17,500円

(d)
(c)
{ (略)
(g)
(f)}

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの

10,700円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え2,000平方メートル

以内のもの 17,500円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

(略)

(イ) その他の建築物

a (略)

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内

のもの

10,700円

c
b 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以内のもの 17,500円

d
c
↓
(g)
↓
(f)

(略)

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次の a に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、c 又は d に定める額の手数料を加算した額）

a (略)

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの 76,600円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの
(b) 以内のもの 100,700円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

内のもの 62,300円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの
(b) 以内のもの 82,600円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

d 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 125,200円
(b) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 131,900円

内のもの 157,400円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの
(b) 以内のもの 203,800円
211,500円

<u>(d)</u>	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの	295,500円
<u>(c)</u>	以内のもの	<u>305,600円</u>
<u>(e)</u>	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超えるもの	367,100円
<u>(d)</u>	以内のもの	<u>377,800円</u>
<u>(f)</u>	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるもの	435,000円
<u>(e)</u>	以内のもの	<u>446,500円</u>
<u>(g)</u>	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	498,200円
<u>(f)</u>	以内のもの	<u>511,500円</u>
(v) その他の建築物		
a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合		
(a) (略)		
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの		
内のあるもの		<u>62,300円</u>
<u>(c)</u>	床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの	
<u>(b)</u>	以内のもの	82,600円
<u>(d)</u>		
<u>(c)</u>		
↓	(略)	
<u>(g)</u>		
<u>(f)</u>		
b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合		
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの		125,200円
<u>(b)</u> 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの		<u>131,900円</u>
内のあるもの		<u>157,400円</u>

(c)	
(b)	床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル 以内のもの
	<u>203,800円</u> <u>211,500円</u>
(d)	
(c)	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える 5,000 平方メートル 以内のもの
	<u>295,500円</u> <u>305,600円</u>
(e)	
(d)	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える 10,000 平方メートル 以内のもの
	<u>367,100円</u> <u>377,800円</u>
(f)	
(e)	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超える 25,000 平方メートル 以内のもの
	<u>435,000円</u> <u>446,500円</u>
(g)	
(f)	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
	<u>498,200円</u> <u>511,500円</u>

(45) の 7 (略)

(45) の 8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

ア 工場等の用途に供する建築物（市長が告示で指定する建築物をいう。次号及び第45号の13において同じ。）

(7) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のもの

の 60,500円

(1) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートルを超え}}{300 \text{ 平方メートル以上}}$ 2,000 平方メートル以内のもの 79,600円

(2)
(1)
↓
(略)

(カ)
(オ)

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定

を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（
同法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第45号
の11までにおいて同じ。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10,300円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の
もの 17,900円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内
のもの 29,100円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内
のもの 87,300円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内
のもの 138,100円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
のもの 174,400円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

ウ イ その他の建築物 建築物の規模及びエネルギー消費性能に関する評価
の方法に応じ次に定める額

(ア) モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

ア 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の

もの 121,000円

b a 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートルを超え}}{300 \text{ 平方メートル以上}}$ 2,000 平方メートル以内のもの 159,300円

c
b
s
f
e

(略)

(4) モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行いう場合

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の

もの 311,200円

b a 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートルを超え}}{300 \text{ 平方メートル以上}}$ 2,000 平方メートル以内のもの 401,800円

c
b
s
f
e

(略)

(45) の 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

ア 工場等の用途に供する建築物

(7) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のも

の 31,100円

(1) (7) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートルを超え}}{300 \text{ 平方メートル以上}}$ 2,000 平方メートル以内

のもの	41,300円
(イ) (ウ) (カ) (オ) (カ) (オ)	(略)
イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の認定	
<u>を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物</u>	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,200円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の もの	10,700円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内 のもの	17,500円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 のもの	52,400円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 のもの	82,900円
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 のもの	104,700円
(オ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,800円
ウ イ その他の建築物 建築物の規模及びエネルギー消費性能に関する評価 の方法に応じ次に定める額	
(ア) モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合	

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の

もの

62,300円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートルを超えるもの

内のもの

82,600円

c
b
s
f
e
} (略)

(イ) モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

a 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内の

もの

157,400円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートルを超えるもの

内のもの

203,800円

c
b
s
f
e
} (略)

(45) の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次に定める額（

建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物 (建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以

下この号及び次号において同じ。) を記載して申請する場合にあっては、

その額及び当該他の建築物ごとに次の区分に応じて算定した額の合算額)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条
(同法第30条)
第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額)

ア 市長が告示する機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

第35条
する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じて次に定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じて次のaに定める額(建築物の全部について認定の申請をする場合(住戸の部分以外の部分がない場合を除く。)においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じて次のb又はcに定める額の手数料を加算した額)

a (略)

b 共同住宅の共用部分(エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。)

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

17,900円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える2,000平方メートル以内のもの

29,100円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの 17,900円

(c) 1,000 平方メートル
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
以内のもの 29,100円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{(e)}{(c)}$
 $\frac{\zeta}{(c)}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

(d) その他の建築物

a (略)

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内

のもの 17,900円

c 1,000 平方メートル
b 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以
内のもの 29,100円

$\frac{d}{c}$
 $\frac{e}{c}$
 $\frac{\zeta}{(c)}$
 $\frac{g}{f}$

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額

(7) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次の a に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、 c 又は d に定める額の手数料を加算した額）

a (略)

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

149,700円

(c) 1,000 平方メートル
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル を超え 2,000 平方メートル

以内のもの

195,500円

(d)
(c)
↓
(g)
(f)

} (略)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

121,000円

(c) 1,000 平方メートル
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル を超え 2,000 平方メートル

以内のもの

159,300円

(d)
(c)
↓
(g)
(f)

} (略)

d 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの311, 200円

(c) $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
以内のもの 401, 800円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

(f) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの121, 000円

(c) $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
以内のもの 159, 300円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価
を行う場合

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの311, 200円

(c) $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
以内のもの 401, 800円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

↓ (略)

(45)の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される他の建築物にあっては、前号に定める額）（当該計画の変更に係る建築物の数が2以上である場合にあっては、当該建築物ごとに算定した額の合算額）

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第36条
第31条 第2項において
準用する同法 第35条
第30条 第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額)

ア 市長が告示する機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条
する法律 第30条 第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じて次に定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じて次のaに定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じて次のb又はcに定める額の手数料を加算した額）

a (略)

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(ア) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの

10,700円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える2,000平方メートル
以内のもの

17,500円

(d)
(c)
↓
(g)
(f)

(略)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分

(a) (略)

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの

10,700円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える2,000平方メートル
以内のもの

17,500円

(d)
(c)
↓
(g)
(f)

(略)

(d) その他の建築物

a (略)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内

のもの

10,700円

c
b 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超える2,000平方メートル以
内のもの

17,500円

d
c

|

$\begin{matrix} \text{g} \\ \text{f} \end{matrix}$

（略）

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額

(ア) （略）

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次の a に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、 c 又は d に定める額の手数料を加算した額）

a （略）

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) （略）

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

76,600円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以内のもの

100,700円

$\begin{matrix} \text{(d)} \\ \text{(c)} \\ \text{\textbar} \\ \text{(g)} \\ \text{\textbar} \\ \text{(f)} \end{matrix}$

（略）

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) （略）

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

62,300円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの
(b) 以内のもの 82,600円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

d 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの

内のもの 157,400円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの
(b) 以内のもの 203,800円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

(イ) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの

内のもの 62,300円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超えるもの
(b) 以内のもの 82,600円

(d)
(c)
↓
(g)

<u>(g)</u>	<u>(f)</u>	
b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合		
(a) (略)		
(b) <u>床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</u>		<u>157,400円</u>
(c)		
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以内のもの		203,800円
(d)	(略)	
(c)		
(g)		
(f)		

第41条
(45) の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第1項の
規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア 市長が告示する機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第41条 第2項の基準に適合していると認められた建築物その他 第36条
これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

- (ア) (略)
- (イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次の a に定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の手数料を加算した額（住戸の部分以外の部分がない場合においては、 a に定める額）
 - a (略)
 - b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

17,900円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
以内のもの

29,100円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

ς } (略)

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分
(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

17,900円

(c)
(b) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
以内のもの

29,100円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

ς } (略)

(d) その他の建築物

a (略)

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

のもの

17,900円

c
b 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以
内のもの

29,100円

$\frac{d}{c}$
 $\frac{s}{f}$
 $\frac{g}{f}$

(略)

イ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関する評価の基準及び方法に応じ次に定める額

(ア) (略)

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に応じ次の a 又は b に定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の c、 d 又は e に定める額の手数料を加算した額（住戸の部分以外の部分がない場合においては、 a 又は b に定める額）

$\frac{a}{b}$
 $\frac{b}{f}$

c 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

149,700円

(c)
 $\frac{(b)}{(b)}$ 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル以内のもの

195,500円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{s}{f}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

(略)

d 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの 121,000円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え $2,000 \text{ 平方メートル}$

(b) 以内のもの 159,300円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

} (略)

e 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル を超え $1,000 \text{ 平方メートル}$ 以

内のもの 311,200円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え $2,000 \text{ 平方メートル}$

(b) 以内のもの 401,800円

(d)
(c)
↓
(g)
↓
(f)

} (略)

(f) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートル を超え $1,000 \text{ 平方メートル}$ 以

内のもの 121,000円

(c) 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え $2,000 \text{ 平方メートル}$

(b) 以内のもの 159,300円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{}{(c)}$
 $\frac{\{ }{(略)}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) (略)

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以

内のもの

311,200円

$\frac{(c)}{(b)}$ 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートル}}{300 \text{ 平方メートル}}$ を超え 2,000 平方メートル
 以内のもの

401,800円

$\frac{(d)}{(c)}$
 $\frac{}{(c)}$
 $\frac{\{ }{(略)}$
 $\frac{(g)}{(f)}$

(45) の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付申請手数料

ア 工場等の用途に供する建築物

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内のも

の

15,500円

$\frac{(イ)}{(ア)}$ 床面積の合計が $\frac{1,000 \text{ 平方メートルを超え}}{300 \text{ 平方メートル以上}} 2,000 \text{ 平方メートル以内}$
 のもの

20,600円

$\frac{(ウ)}{(イ)}$
 $\frac{}{(イ)}$
 $\frac{\{ }{(略)}$

$\frac{(f)}{(e)}$

イ その他の建築物 建築物の規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額

(7) モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の

もの 31,100円

b 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル以内のもの 41,300円

c
b
s
f
e
}

(略)

(8) モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

a 床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル以内の

もの 78,700円

b 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル以内のもの 101,900円

c
b
s
f
e
}

(略)

(46)
s
(49)

(50) 県条例第19条第3項の規定に基づく興行場等に関する制限の特例認定

の申請に対する審査

興行場等に関する制限の特例認定申請手数料

27,000円

(51) }
 (58) } (略)

参 照 条 文

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律

第53号）抜すい 新旧対照（^{改正後}
_{改正前}）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）

第34条
第29条 (略)

2 (略)

3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 他の建築物の位置
- (2) 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- (3) その他国土交通省令で定める事項

4 (略)

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等）

第35条

第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をすることができる。

(1)
↓
(4)

2
↓
9

令和3年第41号議案

名古屋市営住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

船 方 荘	熱田区一番二丁目
南 热 田 荘	熱田区六番二丁目

を

船 方 荘	熱田区一番二丁目
-------	----------

に改

める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、建替えに伴う市営住宅の用途廃止をする必要があるによる。

令和3年第42号議案

名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第5条第5項の規定により、名古屋高速道路公社から下記事項について同意を求められたので、これに同意するものとする。

令和3年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

名古屋高速道路公社定款中基本財産の額

変更前 3,182億4,800万円 (名古屋市出資額 1,591億2,400万円)

変更後 3,195億3,800万円 (名古屋市出資額 1,597億6,900万円)

(理由)

この案を提出したのは、名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款変更に対し、設立団体として同意をするため議会の議決を経る必要があるによる。)

(参考)

参 照 条 文

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）抜すい

（定款）

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

{ (1)
 |
(5) } (略)
(7)

(8) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

(9) (略)

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

{ 3
 |
4 } (略)

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

